

平成27年 10 月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成27年10月27日(火)

三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後15時40分

(2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	谷 敏司
委員	前川 順子	委員	新久保 由美子
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	近藤 一樹
文化財課長	中岡 久雄
教育指導主事	喜多 雅文
池田学校給食センター所長	内田 妙子

(4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

◆小松委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成27年三好市教育委員会10月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

(5) 議事録署名者の指名

谷 敏司委員

◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は例月通り、谷委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして報告事項に入ります。最初に教育長から諸般の報告をお願いします。

(6) 報告事項

◆倉本教育長

9月29日、教育委員会現地視察を行いました。皆さんにも参加していただき、有意義な視察だったと思います。

9月30日、臨時管区別教育長会が東みよし町でありました。先般、教員の酒気帯び運転が発覚し

て、懲戒免職になったことと、子どもに対する暴言による不適切な指導があったということで今調査中だそうです。そういった教員の不祥事が相次いだという事で緊急の臨時管区別教育長会が開かれ、不祥事に対する防止を県教育委員会と市町村教育委員会とで協議をしました。

10月2日、小中一貫教育推進会議とありますが、これは西祖谷地区が取り組んでいるチェーンスクールのことです。県下で、阿南市、牟岐市、北島町、東みよし町、三好市の5市町で指定を受けて行っています。5市町の関係者が集まり、会議を開きました。

10月5日、庁議がありました。松丸教育次長に出席していただきました。

10月12日、なでしこ杯バレーボール大会があり、前川委員さんに出席していただきました。

10月20日、全国大会出場表敬訪問がありました。池田中学校の生徒がジュニアオリンピックに出場するという事で市長室で表敬訪問があり、松丸次長に出席していただきました。

10月21日、総務省から先ほど言った、西祖谷地区のチェーンスクールの取り組みについて、環境状況等の視察がありました。

続いて行事予定です。

10月31日、重伝建10周年記念行事が東祖谷で行われます。

11月5日、県・市町村教委研修会が総合教育センターで行われます。

11月7日、大歩危名勝指定記念シンポジウムがホテル大歩危峡まんなかで開催されます。

11月8日、三好市社会福祉大会が池田総合体育館で開催されます。

11月10日は三加茂中学校、11月11日は辻小学校、11月26日に池田高等学校で人権教育研究大会があります。

11月18日から19日にかけて、研修視察を計画いたしております。

11月20日、県小特活研究大会が白地小学校であります。

11月25日、定例教育委員会となっております。以上です。

◆小松委員長

ただいまの報告について質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは次の事項に入ります。

(7) 承認事項

◆小松委員長

続きまして、“平成27年9月定例会議事録の承認について”を議題といたします。事前に議事録を送っていただいておりますが、変更点、その他ございませんか。

(議事録修正のため省略)

◆小松委員長

議事録につきましては、以上の変更で承認をお願いいたします。

(8) 議 案

第 12 号 三好市教育委員会行政組織の規則の一部を改正する規則について

第 13 号 三好市学校給食物資納入業者登録要領の制定について

第 14 号 三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の制定について

第 15 号 三好市スポーツ振興基本計画策定に関する要綱の一部を改正する要綱について

◆小松委員長

議案第12号“三好市教育委員会行政組織の規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

4ページをお願いします。議案第12号“三好市教育委員会行政組織の規則の一部を改正する規則について”でございます。分掌事務とございますが、第3条に学校教育課の分掌事務を規定しております。この度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条8項で「教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。」と規定されています。これまで教育行政の相談という業務の文言が行政組織の中にありませんでしたので、改正後の“チ. 教育行政に関する相談に関すること。”ということ新たに文言に入れました。以前の“チ. スクールバスの運行管理に関すること。”については“ツ. スクールバスの運行管理に関すること。”として順にずれております。改正前の“ツ. 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項”また、次の6ページの“ラ. その他学校教育に関すること。”そして、学校給食も学校教育課に入りましたので、改正前の“ン. その他学校給食に関すること。”とありますので改正前のツ、ラ、ンをそれぞれ削除しまして、改正後にヲとして“前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項”にしようと思っております。以上、よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいまの説明に関しまして、質疑等ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

議案第12号“三好市教育委員会行政組織の規則の一部を改正する規則について”を原案どおり承認いたします。

続いて、議案第13号“三好市学校給食物資納入業者登録要領の制定について”を議題といたします。関係部局より説明をお願いします。

◆内田所長

7ページをお願いします。三好市学校給食物資納入業者登録要領（案）の制定についてです。三好市学校給食物資納入業者登録要領（案）を次のように定めるということで、納入業者の登録要領（案）としまして、三好市学校給食センター及び調理場設置条例施行規則第5条（1）号に定める物資の購入に関する給食用物資納入業者登録手続きについて、必要な事項を定めるものとするとあります。県の指導等ありまして、より一層の安心安全の給食を提供するため、三好市といたしましても平成28年度から物資の納入業者の登録制度を導入しようとおもっております。中身といたしましては、申請、登録基準、申請書等の提出などあります。別紙としまして、三好市学校給食センター及び共同調理場における給食用物資納入業者登録基準ですが、“三好市学校給食センター及び共同調理場において使用する学校給食用物資の納入業者の登録基準は、次のとおりとする。登録に当たっては、市内業者の育成に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう公正に審査するものとする”ということ、登録の基準、経営状況等、登録申請書など提出していただくものがあります。また、11月27日に物資の納入業者の説明会を行う予定です。以上です。

◆小松委員長

ただいまの説明に関しまして、質疑等ございませんか。新しく作るという事で内容がたくさんありますが、いかがでしょうか。

他の基準の様式などを参考にして作っているのですか。

◆内田所長

そうです。

◆松丸次長

補足いたしますと、工事や設計は事前に指名願というのを出して審査をしていただきます。たとえば工事費だと前年度の実績等によりランクが決まり、この金額はAランクでないといけないというような基準が設けられています。

学校給食については、これまで個別に契約をしてきた経過がありますが、今回新しいセンターを作るにあたり、これまでと比べて規模も大きくなるので、きちんと業者の方に登録をしていただき、それに基づき契約をしていこうという事で、登録要領（案）を提案させていただきました。先ほど小松委員長がおっしゃったように他の大きな学校給食を提供している自治体では、ほぼ似た要領基準がございます。ですから、児童生徒に影響する学校給食の安全安心を確保するためには必要な要領ではないかと思っております。よろしく申し上げます。

◆新久保委員

給食のパンもそうですか。

◆松丸次長

来年度から給食センター及び共同調理場が4か所になります。そこで事前に登録をしていただいた中で、どのセンター及び共同調理場に、製造する規模などによってどの業者が提供できるかを調整して契約をすることになります。特にパンもそうですが、給食のおかずなどについてはきちんとどこから仕入れているのか、どのようなものかというのを市からお願いした時に回答できる食材でないと困ります。そして、衛生状況なども対応していただくという事で安全性を強化していきたいと思っております。

◆小松委員長

衛生状況の確認が強化されるなどがありますか。また、どのような内容で強化されるようになるのですか。

◆松丸次長

8ページ一番上の(2)食品衛生監視票(食品営業許可外施設を除く。)とあります。こういったものは保健所で証明をいただかなければなりません。これまで三好市では特にありませんでしたが、食品づくりを扱うという事についてはそういった対応をしている部分もあります。また、衛生状況というと検便等もしていただくことになると思います。対応もこの要領に基づき、できていなかったら教育委員会のほうで指導ができるという形になっております。そのような形で業者の方に選定をしていただくことになると思います。先般、納入業者の方に集まっていただき研修会を開きました。県の方に講演をしていただき、熱心に話を聞いていただいておりますので、安心安全に対して意識が高いという印象をもちました。

◆小松委員長

10ページの(その他)第12条“教育委員会は、登録申請による審査又は年度途中において、納入業者の施設整備及び衛生管理について循環点検を行うことができる。”となっておりますが、

◆松丸次長

たとえば、(その他)3“食材に異物混入があった場合、調理場は納入業者に対し、その原因に関する報告書の提出をもとめることができる。”があります。現在も異物混入があった場合には、業者の方から、なぜ異物混入があったのかという報告をしていただいております。その回数が度重なれば、実際に現場に行き指導をすることができるのではないかと思います。この要領によって現在より強化されると思います。

◆小松委員長

議案第13号“三好市学校給食物資納入業者登録要領の制定について”原案どおりで異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって、議案第13号“三好市学校給食物資納入業者登録要領の制定について”は原案どおり決定されました。

続いて議案第14号“三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の制定について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆内田所長

20ページをお願いします。三好市学校給食物資選定委員会設置要綱（案）の制定についてという事で次のように定めるとあります。名称、目的などあります。物資選定委員会とは、学校給食用食材の安全性が確保され教育的配慮がなされた学校給食を作るために、食品等の検討を行うための組織です。今年度発生した鳴門市の食中毒事件を受けて県教委から設置するよう指導がありました。来年度新センター稼働に向けて物資選定委員会を設置し、学校給食用納入業者に対して異物混入や食中毒防止を図っていきたくと思っています。そのために納入業者登録要領の制定についてするものです。

◆小松委員長

ただいまの説明に関して、質疑等ございませんか。

◆前川委員

給食用物資というのはどのようなもので、どこまでの範囲のことを言うのですか。

◆松丸次長

一番はやはり食材です。また、調理員が使用する白衣など給食センターで使用する様々な物資のことをいいます。

◆谷委員

この選定委員会で食材や物資を決めて、金額の予算が出ると思います。それとの関係性はどのようなのですか。

◆松丸次長

給食費の範囲内ではなければならないので、たとえば、新しいセンターで野菜を1500食分調達しなければならなくなった場合、地場の野菜なら金額が高くなる、県外に範囲を広げたら金額が安くなるかもしれないとなったときの判断は必要になってくると思います。

◆小松委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

議案第14号“三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の制定について”原案どおり決定でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって、議案第14号“三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の制定について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第15号“三好市スポーツ振興基本計画策定に関する要綱の一部を改正する要綱について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆近藤課長

22ページをお願いします。三好市スポーツ振興基本計画策定に関する要綱の一部を改正する要綱についてです。要綱の一部を改正するという事で、改正前の（専門部会の組織）第5条の3“副部長は、スポーツ健康課長をもって充て、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代理する。”と第5条の4“委員は、学校教育課、生涯学習課、文化財課、スポーツ健康課の職員の中から部会長が委嘱する。”となっております。改正後は（専門部会の組織）第5条の3“副部会長は、生涯学習・スポーツ振興課長をもって充て、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代理する。”と第5条の4“委員は、学校教育課、生涯学習・スポーツ振興課、文化財課の職員の中から部会長が委嘱する。”となりました。課が編成されましたが、要綱が変わっていませんでしたので変更させていただ

きました。以上です。

◆小松委員長

ただいま説明がありました、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

議案第15号“三好市スポーツ振興基本計画策定に関する要綱の一部を改正する要綱について”原案どおり決定で異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第15号“三好市スポーツ振興基本計画策定に関する要綱の一部を改正する要綱について”は原案どおり決定されました。

(9) その他

大歩危名勝指定について

東祖谷診療所整備計画書について

馬路幼稚園の復園要望に関する経過について

◆小松委員長

続いて、その他に入ります。その他の項目はございませんか。

◆中岡課長

文化財課から2件、報告をさせていただきます。

まず1件目、大歩危名勝指定に関して、10月7日付に文部科学省告示第168号でもって、大歩危名勝地として指定が官報告示されましたので報告いたします。また、11月7日に大歩危名勝指定を記念して、ホテル大歩危峡まんなかで記念講演会が開催される予定です。委員の皆様もお忙しいと思いますが、ぜひご出席いただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

2件目、東祖谷診療所整備計画書についてです。これは保険医務課より文化財課に協議があったものです。なぜ、東祖谷診療所整備計画書が文化財課になるかと申しますと、東祖谷診療所につきましては委員の皆様もご存じのとおり、東祖谷歴史民俗資料館の方に場所を移して開設するとなっております。診療所の開設時期が12月1日を予定しており、現在も整備を進めております。そこで2つの問題点があります。すべて衛生上の問題であります。1つ目は、診療所への出入りです。現在は手動で扉を開閉しております。患者さんや歴史民俗資料館へ出入りする一般の方々が入り出します。内部に診療所があることによって衛生面で扉を触らなくてもいいように自動ドアに変更したらいいのではないかと思います。2つ目はトイレの増設です。現在は1か所しかございません。医師の説明等を聞きますとトイレは衛生上よくないという事で増設する必要があります。そこで、文化財課が現在管理しておる、歴史民俗資料館の一部のスペースを占用してトイレを増設するという事です。委員の皆様にご報告を申し上げておきます。後日また所定の手続きが発生すると思っておりますので、その折には委員の皆様にはご報告あるいはご協議を申し上げたいとおもいますのでよろしく申し上げます。以上です。

◆小松委員長

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

他にございませんか。

◆松丸次長

馬路幼稚園の復園要望に関する経過について報告をさせていただきます。

要望書の日付にあります、平成27年7月7日火曜日に市長室において馬路地域と子どもの未来を考える会の会長、山田馬路小学校PTA会長はじめ5名の方と紹介議員として仁尾議員がお越しになりまして、馬路幼稚園を復園してほしいという要望書を受け取っております。同時に放課後児童クラブも開設してほしいという要望があり、市長、福祉事務所長、子育て支援課長、教育長、学校教育課長が要望を聞いております。その時に教育委員会としてはこれまでの議論の中で休園した幼稚園を再開するには5名以上の園児が数年間確保できる見込みがないと難しいということを教育長の方から説明させていただいております。その後、10月14日に改めて黒下副会長他3名の方と紹介議員として仁尾議員、三木議員が市長室にお越しになりまして、幼稚園に関しては2名しか確保できなかったが受け入れができないだろうかと改めて要望がありました。三好市教育委員会としては改めて5名からでないと復園ができないと説明をさせていただきました。しかし、2名の入園希望があるので復園してほしいということを教育委員の皆様にご伝えてほしいということでしたので、今回要望書とこれまでの経過について説明をさせていただきました。経過については平成21年の6月の教育委員会で幼保の一元化問題等含め、先ほど申し上げた確認を教育委員会ですてしております。その中で「幼稚園の統廃合については園児数10名以下の園は隣接の幼稚園または保育所の統合を推進する。園児数が4名以下となった場合、在園する児童の卒園を待って休園する。休園を再び開園する場合は少なくとも5名以上の園児が数年間確保できる見通しがある場合とする。ただし、へき地指定の幼稚園の休園については特別に配慮することができる」という確認を教育委員会の中でしてございまして、何年か前に下名地区の幼稚園でも同じような要望がありましたが、このような方針があるということで下名幼稚園の場合は再開に至っておりません。経過については以上です。

◆倉本教育長

以前、下名幼稚園で休園と復園がくり返された時に、三好市で統一したルールを作る必要があるという事になりました。当時市町村合併をする前に山城町がつくっていた、復園には4名が必要とのルールも参考にいたしました。事務局の方でいろいろ検討したところ、幼児教育をしていくうえで、幼児が遊びながら人間関係を作っていくためには5名が最低限度のグループではないかという結論になりました。他市でも5名のグループがいくつか存在するという幼稚園が適切な規模と考えて幼稚園を設置しているようです。考えてみますとほとんどの幼稚園の学級は30名から35名程度の定員になっています。このことは5名のグループが6、7つできるくらいの環境の中で子どもを育てるのが適当だとの考えによります。三好市の場合、子どもが少ないので5名のグループがいくつもある幼稚園規模は望めませんが、最小限5名というものを一つのルールとして決定したというのがこれまでの経緯です。

◆小松委員長

ルールは5名とはっきりしていますが、あえてルールがある上で再開してほしいという事なので、総合教育会議の中でも、市長から教育の力で学校へ人を呼び込む一つの起爆剤として行きたいという話もあったと思いますが、そういった市長の考えも含めどうしていくのかという事だと思います。

◆東口課長

平成27年度現在で馬路地区の就学前の幼児数が、5歳児が4名、4歳児が3名、3歳児が4名、2歳児が1名、1歳児が6名、0歳児が2名です。来年度対象となる幼児は7名いますが、実際に幼稚園に入園させるという保護者は2名しかいません。ただし、要望書にもあるように馬路地区670名のうち491名の署名もいただいております。

◆倉本教育長

地域の要望と実際の保護者の方の考えに多少ずれがあるのかなという気はします。

◆小松委員長

私が3月に卒業式に行ったとき、校区を固定してほしいということを言っていた方もいらっしゃったと思います。

◆東口課長

初めは放課後児童クラブ設置のことをPTAの会長はおっしゃっていました。現在放課後児童クラブがある池田小学校、白地小学校では親が仕事をして6時過ぎまで見てくれるからその学校に行っているのであって、もし馬路小学校に児童クラブが設置されれば、たとえ現在別の保育所や幼稚園に行かせていても小学校入学時には馬路小学校に戻らせて放課後児童クラブで見てもらい、保護者が迎えに行けるという話を聞いていたのですが、今回幼稚園復園の要望も併せて出てまいりました。

放課後児童クラブについては、環境福祉部子育て支援課の方で旧の幼稚園舎を耐震診断で補強が必要であれば改修後に幼稚園舎を児童クラブにする。もし、改修の必要があって、その期間利用できない場合は、近くの集会所や公民館で仮の児童クラブとして開設して、児童クラブとしては平成28年4月から開設する方向で回答しております。

◆小松委員長

児童クラブの来年度の希望者はある程度分かっていますか。

◆松丸次長

現在馬路小学校の児童数が8名です。

◆東口課長

お聞きしますと、馬路校区で馬路小学校以外の学校へ通っている子どもが池田小学校6名、白地小学校2名の8名です。

◆前川委員

地域の方は学校を残したいと思っけていても、保護者は大きな学校の多様な子どもたちの中で育てたいという方が多いと思います。しかし、子どもを育てる環境から考えると地域の中で育てるとか、親が子育てしやすい環境を作ること大切だと思います。しかし、7名中2名しか希望がないという事は馬路幼稚園より人数の多い幼稚園で学ばせたいという保護者の考えが見て取れると思います。

◆小松委員長

昨年、卒業式の時に保護者の方は保育所がほしいと言っていました。地元から他に働きに行っけて保育所がないから働きに出たところで家庭を持つと言っていました。保育所があれば出ていった人たちがこちらに帰っけてくれるという言い方をしていました。

◆倉本教育長

昨日、徳島新聞に徳島市の幼稚園と保育所の統合の件が載っていました。三好市も小さい保育所や幼稚園がたくさんあります。しかし、実際幼稚園と保育所の保育内容、教育内容はあまり変わりありません。行革の絡みを考えてみると将来一本化していくことが大事なのかなと思います。4名を切ったら統合していくという方針は出したのですが、現在は保護者の要望等を考えて0名になるまで休園していませんが、教育委員会として、幼稚園は学校ですから教育施設という面からどうすることが一番いいのかを第一義に考えていく必要があるかなと思います。

◆谷委員

振興計画の前期の方で適正な規模に小学校を統合していきましょうという方針がありますので、幼稚園を含め、地域の方が学校が無くなることに対する抵抗感がよくわかりますが、子どもたちのことを考えた時に適正な人数の学校がいいのではないかなと思います。教育委員会としても振興計画に明記していますし、統合していく方向に向かっていかなければいけないと思うので、今回は再開は厳しいのではないかなと思います。

◆新久保委員

学校が無くなってほしくないという地域の方の気持ちはすごくわかります。この間政友小の運動会に行っったとき5名の子どもたちと、政友地区は保育所もあるので保育所の子どもたちも一緒にですが一生懸命演技をしていました。この地域にこれだけ人がいるのかと思うくらい多くの人たちが集まって地域の運動会をしているので、これで学校が無くなってしまっるとこのように地域の方たちが集まる場所はどうなるのだろうかと思っしいところではあるかなと思います。しかし、7名もいるのに2名しか希望していないというところが、今後継続できるのだろうか心配なところなんです。さまざまな理由から

規定は必要だと思いますが、たとえばこれが4名いて、あと1名足りないということであれば話は変わってくるかも知れませんが、今回の場合は違うように思います。今回馬路幼稚園を再開すると他の園も1名の希望者がいるので再開してくださいという問題が必ず出てくると思います。

◆倉本教育長

今回2名で再開するとなると、1名で再開してほしいという要望が出た時に断ることはできないと思います。今までの5名というルールでやってきた経緯とこれから先のことを考えた時に今回2名で特別に再開することは教育委員会として難しいと思います。今まで教育振興計画でも適正な教育環境を作るためにまとめていこうという方針です。それを逆に分散させることになるとこれまでの方針と真逆になるので教育委員会としては苦しい立場になるのではないかと思います。

◆前川委員

7名のうち5名くるという保護者の想いが強ければですが、馬路以外の所で教育を受けさせたいということなので、教育委員会としてルールはルールとして筋を通すほうが良いと思います。

◆倉本教育長

今回、馬路幼稚園に行かせたくないではなく、保育所にやりたいということかも知れません。そうすると旧一中校区に池田第二保育所を核とした三縄、白地、馬路の子どもたちを受け入れる認定こども園を作るという方向性をこれを機会に検討すべきなのかなと思ったりもします。

池田幼稚園に入れば友達関係があるので池田小学校に入学するということがたしかにあります。しかし、地域の方が馬路小学校を守るということであれば、どこの幼稚園に行かしていても小学校は馬路小学校に通わせるという事は可能です。幼稚園の入園が即その隣接の小学校に入学するという事ではないと思います。保育所の場合は特にいろいろな地区から来ているので馬路の子どもは馬路へ帰る可能性が十分あるので、これを機に認定こども園も考えていく必要もあるのかと思います。

◆松丸次長

三縄小学校は1学年5名から10名の在籍ですが、今三縄幼稚園に在籍している園児は1名です。保護者の仕事の関係で池田第二保育所や池田第一保育所に行っていますが、小学校は三縄小へ入学するという傾向にあります。

◆小松委員長

やはり、幼稚園の再開については5名以上で数年間続く見込みがあるというルールなので、2名では少ないし、実態を見ても来年の対象者7名のうち2名しか希望していないので、あえて今回再開しても地元に戻ってくるということには直接つながってこないと思います。また、他の地区に対する影響の問題もあり、基本的な方針は守っていかなければならないので、今の状況を考えれば今回は見送ることがいいと思います。そして、旧一中校区での認定こども園の設置ないし幼稚園と保育所の一元化を図り、池田まで行っていた人が地区にとどまって小学校になったら地元の小学校に行けるというような形を目指していくべきではないかと思います。放課後児童クラブは来年から開設されるという事なので、結果がどうなるか見えてくると思います。そういった中で来年以降どのようにしていくかを考え、今回については幼稚園の再開は見送るということでもいいのではないかと思います。

◆倉本教育長

市長宛に要望が出ていますので、教育委員会としては、現状の中では馬路地区だけ特別にルールを無視して認めることは困難との考えを伝えさせていただきたいと思います。

◆小松委員長

10月の定例委員会については以上で終わります。お疲れさまでした。